

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

(担当課：雇用労政課)

仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを応援します。

○ 現状と課題

沖縄県は、高失業率が続いているうえ、全労働者数に占める非正規労働者数の割合は40%を超え、県民所得も全国で最も低く、働く者の経済的自立の面では厳しい状況にあります。

また、年間の労働者一人当たりの総労働時間及び所定外労働時間は、近年、全国平均を下回っていますが、これはパート等の非正規労働者の増加によるもので、正規労働者は依然として長時間労働を強いられ、二極化しているのではないかとされています。

さらに、育児休業取得に対する社会的な理解が進み、特に女性労働者の育児休業取得率は上昇傾向にあります。また、出産を機に退職する女性労働者も多く、働く女性が「仕事」と「子育て」の二者択一を迫られ、キャリアを中断せざるを得ない状況が依然として存在します。

こうした中、働く女性の仕事と家庭の両立、働く全ての人とそのライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる労働環境の整備が不可欠となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

沖縄県では、仕事と生活の調和を推進するため、社員の仕事と生活の調和の実現を積極的に支援する企業をワーク・ライフ・バランス企業として認証・登録する制度を創設しました。この認証制度によって、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度を、企業の人材確保のためのPR材料として位置づけ、企業の自主的な取り組みを促進するとともに、県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用して認証企業とその取組を紹介するなど、認証制度の周知・広報を行います。

さらに、仕事と生活の調和に配慮した働き方は、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等、企業にメリットがあることへの理解を深めるため、国等との共催で開催するセミナー等により周知・啓発を図っていきます。

○ 県の関連事業名

女性労働者福祉環境整備事業、労働福祉推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	認証企業数	事業所	15	50	雇用労政課

イ 育児・介護休業法の周知

(担当課：雇用労政課)

育児・介護休業法制度の周知・啓発を図ります。

○ 現状と課題

働く者が、男女を問わず仕事と生活の調和を図るとともに、キャリアを中断することなく安心して育児や介護に専念できるようにするために、育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整備

することが重要です。

女性の育児休業取得は定着しつつあり、取得率は90%を超えるようになってきていますが、男性の育児休業取得率については、低水準で上下を繰り返しており、定着する気配は見えません。

しかし、仕事と生活の調和を実現するためには、男性の育児・介護休業取得の普及は欠かせない要件となるので、女性の出産後の就労継続とあわせて、さらに育児・介護休業制度の周知・啓発を図って行く必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

ワーク・ライフ・バランス企業の認証を受けるにあたって、企業の育児休業取得率が高いことをワーク・ライフ・バランス実現のための実績として評価しており、今後も同制度の認証の拡大を図りつつ、育児・介護休業法の周知・啓発に努めます。

また、県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）の活用や講演会・セミナー等とおして、企業への周知・啓発を図ります。

○ 県の関連事業名

労働福祉推進事業、女性労働者福祉環境整備事業

ウ 男性の家庭生活への参画促進に向けた取り組み

(担当課：平和・男女共同参画課)

家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進するための啓発を実施します。

○ 現状と課題

女性の社会進出が進む一方で、家庭においては「家事や育児は女性の仕事」といった意識が依然として残っています。平成18年度の「生活基本調査」(総務省統計局)によると、沖縄県内の男女の1日の平均家事労働時間は、女性が3時間52分であるのに対して男性は39分と、女性は男性の約6倍の時間を費やしており、女性にとって過大な負担となっています。

出産後も仕事を続けたい女性が、安心して子どもを産める環境を整えるためには、家事・育児・介護等の家庭責任を男女が共に担うことが求められており、男性の家庭生活への参画が重要な課題となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を男性にも共有してもらうため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。

県の広報誌において、育児休業制度に関する情報や、育児休業を取得した男性の体験談、労働時間の短縮等、男性の家庭責任分担を促進するための企業の先進的な取組事例等を紹介し、男性に対する周知・啓発を行います。

また、財団法人おきなわ女性財団に委託している、男女共同参画センターにおける事業の中で、男性を対象とした講座やセミナー、講演会等を開催し、男性の家庭生活への参画に向けた啓発を行います。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
広報誌への掲載	関連記事登載件数	件/年	1	2	平和・男女共同参画課
男性の家庭参画促進のための講座やセミナー	開催数	回/年	1	2	平和・男女共同参画課
男性の家庭参画促進のための講座やセミナー	参加者数	人/年	28	60	平和・男女共同参画課

エ 企業への次世代育成支援対策推進法の周知

(担当課：雇用労政課)

仕事と生活の調和の観点から次世代育成支援対策推進法の周知を図っていきます。

○ 現状と課題

今般のわが国における急速な少子化等の現状にかんがみ、次代を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進することを目的に、平成 20 年に次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、平成 23 年 4 月以降は 101 人以上の労働者を雇用する事業主に、一般事業主行動計画の作成、届出が義務づけられました。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

一般事業主行動計画とは、それぞれの企業が実態に沿って、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含め、多様な労働条件の整備等に取り組むにあたり、計画期間、目標及びその達成のための対策と実施時期を定めるものです。

県は、労働者の仕事と生活に配慮した雇用環境を整備し、事業所における労働者の定着及び人材の確保を図るため、県の広報媒体（広報誌、ホームページ等）を活用し、法及び制度の周知を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(担当課：雇用労政課)

ファミリー・サポート・センターの設置を促進します。

○ 現状と課題

少子・高齢化、核家族化が進行し、家庭や地域における子育て支援機能が低下している中で、働きながら育児や介護を行うことができる環境の整備が求められています。

市町村において、仕事と子育ての両立支援や地域の活性化を図ること等を目的に、ファミリー・サポート・センターの設置が進められてきた結果、近年、会員数や活動件数が著しく増加しており、ニーズの高さを示しています。引き続き未設置市町村への設置促進を図っていく必要があります。

また、沖縄県においては、センターのアドバイザーや行政担当者等を会員として沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会が結成されているほか、子育て支援を行う労働福祉団体や NPO 等も積極的に活動しており、これら関係団体との連携について検討する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

現在、ファミリー・サポート・センターは比較的人口規模の大きい都市部に設置されていますが、今後、都市部に隣接する未設置町村に対して重点的に設置を促進していきます。

具体的支援策として、県外・県内センターの調査を行い、設置・運営方法等に関する情報を収集し、適宜未設置市町村に提供します。また、これまで同様、センター設置のための広報啓発活動を行うほか、アドバイザー・サブリーダーに対する研修会等を今後も引き続き実施します。

これら支援策の実施にあたっては、労働福祉団体や NPO 等関係団体との連携も考慮しながら進めていきます。

○ 県の関連事業名

女性労働者福祉環境整備事業、労働福祉推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ファミリー・サポート・センター設置 市町村数	市町村数	市町村	12	23	雇用労政課

